5 文科高第 2 0 4 2 号 令和 6 年 3 月 2 5 日

国立大学法人九州大学長 殿

文部科学大臣 盛山 正仁

国立大学法人九州大学の中期目標を達成するための 計画(中期計画)の変更の認可申請について

令和6年1月30日付け九大企評第23号をもって、認可申請のあった標記の件については、申請のとおり認可します。

(担当)

文部科学省国立大学法人支援課 国立大学戦略室

電話:03-5253-4111 (内線 2002)

国立大学法人九州大学の中期目標(又は中期計画)新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
1. 重要な財産を譲渡する計画	1. 重要な財産を譲渡する計画	
①箱崎地区の土地の一部(福岡県福岡市東区	①箱崎地区の土地の一部(福岡県福岡市東区	
箱崎六丁目4098番1)、	箱崎六丁目4098番1)、	
②文科系学部の土地(福岡県福岡市東区箱崎	②文科系学部の土地(福岡県福岡市東区箱崎	
六丁目4098番12ほか)、	六丁目4098番12ほか)、	
③理学部の土地の一部(福岡県福岡市東区箱	③理学部の土地の一部(福岡県福岡市東区箱	
崎六丁目4098番1ほか)、	崎六丁目4098番1ほか)、	
面積 ①~③合計 92,486.96㎡を譲渡する。	面積 ①~③合計 92,486.96㎡を譲渡する。	
④旧工学部の土地(福岡県福岡市東区箱崎六	④旧工学部の土地(福岡県福岡市東区箱崎六	
丁目3330番14ほか)、	丁目3330番14ほか)、	
⑤農学部の土地(福岡県福岡市東区箱崎六丁	⑤農学部の土地(福岡県福岡市東区箱崎六丁	
目3330番3ほか)、	目3330番3ほか)、	
⑥研究所の土地(福岡県福岡市東区箱崎六丁	⑥研究所の土地(福岡県福岡市東区箱崎六丁	
目3330番17ほか)、	目3330番17ほか)、	
⑦本部の土地(福岡県福岡市東区箱崎三丁目4	⑦本部の土地(福岡県福岡市東区箱崎三丁目4	
065番12ほか)、	065番12ほか)、	
⑧女子学生寄宿舎の土地(福岡県福岡市東区	⑧女子学生寄宿舎の土地(福岡県福岡市東区	
箱崎七丁目3544番4)、	箱崎七丁目3544番4)、	
面積 ④~⑧合計 313,268.43㎡を譲渡す	面積 ④~⑧合計 313,268.43㎡を譲渡す	
る。	る。	

- ⑨男子学生寄宿舎の土地(福岡県福岡市東区 筥松四丁目3575番20 面積6,754.30㎡)を 譲渡する。
- ⑩宿舎(二)の土地(福岡県福岡市東区箱崎 七丁目3553番37ほか 面積60.85㎡)を譲渡 する。
- ①福岡演習林苗圃地(一)の土地(福岡県糟屋郡篠栗町大字高田字下屋敷447番1面積4,356.09㎡)を譲渡する。
- ②福岡演習林苗圃地(二)の土地(福岡県糟屋郡篠栗町大字高田字下屋敷447番3 面積1,751.11㎡)を譲渡する。
- ③農場の土地(福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵字花折42番ほか 面積204,933.68㎡)を譲渡する。
- ④伊都の土地の一部(福岡県福岡市西区大字 元岡字舟引285-1の一部ほか 面積1,269.62 ㎡)を譲渡する。

- ⑨男子学生寄宿舎の土地(福岡県福岡市東区 宮松四丁目3575番20 面積6,754.30㎡) を 譲渡する。
- ⑩宿舎(二)の土地(福岡県福岡市東区箱崎 七丁目3553番37ほか 面積60.85㎡)を譲渡する。
- ①福岡演習林苗圃地(一)の土地(福岡県糟屋郡篠栗町大字高田字下屋敷447番1 面積4,356.09㎡)を譲渡する。
- ②福岡演習林苗圃地(二)の土地(福岡県糟屋郡篠栗町大字高田字下屋敷447番3 面積1,751.11㎡)を譲渡する。
- ③農場の土地(福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵 字花折42番ほか 面積204,933.68㎡)を譲渡 する。
- ④伊都の土地の一部(福岡県福岡市西区大字 元岡字舟引285-1の一部ほか 面積1,269.62 ㎡)を譲渡する。
- ⑤宮崎演習林の土地の一部(宮崎県東臼杵郡 椎葉村大字大河内字大河内1012-173の一部 ほか 963.72㎡)を譲渡する。
- ⑩天草臨海実験所 汽船1隻(熊本県天草郡 苓北町 2.2トン)を譲渡する。
- ①競漕艇1隻(福岡市東区名島 16.6m)を譲渡する。
- ⑤宮崎県の国道388号線における令和4年度発生道 路災害復旧工事に伴う工作物設置のための用地 について、当該自治体からの譲渡要望に応じる ため。なお、譲渡予定部分は国道沿いの法面の 一部であり、比較的小面積であるため、譲渡し たとしても、業務運営上支障がない。
- ⑩経年劣化に伴う損耗等により安全な運用が困難であるため。なお、譲渡予定船舶を使用していた用途については、現在所有している他の2隻により補完可能であり、業務運営上支障がない。

	⑰福岡県遠賀郡遠賀町の漕艇事業に必要な競漕艇
	について、当該自治体の譲渡要望に応じるため
	。なお、同種の競漕艇を寄附により取得してお
	り、業務運営上支障がない。

九州大学-1

(備考)

- 1. 中期目標、中期計画共に変更する場合は、それぞれ別葉で作成してください。
- 2. 変更する箇所(現行、変更案両方)にアンダーラインを引いてください。
- 3.変更理由欄には、単に変更を行うことを記載するのではなく、変更が必要となる理由を明確に記載してください。 なお、重要な財産を譲渡し、又は担保に供するための変更については、財産を譲渡する理由と国立大学法人等の業務運営上支障がない旨及び その理由について簡潔に記載してください。
- 4. 変更のない項目については記載の必要はありません。
- 5. 様式は、A4横の用紙に横書きとしてください。
- 6. 提出時には(備考)以下は削除の上、提出してください。